

おおい町地元就職応援事業補助金

～よくある質問（Q&A）～

R7.10.1 現在

■対象となる就職活動

Q1. 支援の対象となる就職活動イベントはどういったものですか。

A1. おおい町が『主催』するイベントが対象となります。したがって、おおい町が『後援』するイベントや福井県が『主催』するイベントについては対象外です。

- 1回の申請で往路・復路を合わせて申請いただきます。
- 往路・復路を2回に分けて申請することはできません。
- 補助金の額は領収書等に基づき証明できる金額または定額のいずれか低いほうです。

■交通手段

Q1. タクシーの利用は、支援対象として認められますか。

A1. 原則として対象外です。

ただし、ケガや障害等で歩行が困難であるなど、真にやむを得ない事情がある場合については、その状況を確認のうえ、支援対象と認める場合がありますので、あらかじめご相談ください。

なお、上記の「真にやむを得ない事情」には、公共交通機関のアクセスが悪い等の事情は含まれません。

Q2. レンタカーの利用は、支援対象として認められますか。

A2. レンタル代およびガソリン代は対象外ですが、有料道路利用料金については対象となります。

Q3. 同じ就活イベントに参加する友人と自家用車等を乗り合わせで利用し、有料道路料金を半分ずつ出し合った場合、支援対象として認められますか。

A3. 対象経費を折半することは認められないため、対象外となります。

ただし、対象経費の折半を行わず、1名が支払いを行った場合、その支払いを行った対象者については支援対象となります。

なお、この補助金は、原則として往路・復路を合わせて申請するものであるため、往路・復路を別々の方が支払い、それぞれがその支払いを対象経費として申請を行うことは認められません。

■移動経路

Q1. 支援対象となる移動経路について教えてください。

A1. この補助金は、『現住所（県外または嶺北）』から『就活の場所（町内）』まで、または『現住所（県外または嶺北）』から『実家（町内）』までの交通費を対象としています。

その経路は、最短距離のものなど特定の経路には限定しませんが、当該目的に沿った合理的な経路を選択してください。

Q2. 『現住所（県外または嶺北）』から『実家（町内）』に帰省（立ち寄りまたは宿泊）し、そこから対象の就活イベントに参加しました。どの交通費が対象となりますか。

A2. 『現住所（県外または嶺北）』から『実家（町内）』までの交通費が支援の対象となります。

Q3. 静岡の現住所から名古屋で開催されているコンサートに参加、その後おおい町内で開催された対象の就活イベントに参加しました。この場合、交通費は支援対象となりますか。

A3. 支援対象にはなりません。

この補助金は、『現住所（県外または嶺北）』から『就活の場所（町内）』まで、または『現住所（県外または嶺北）』から『実家（町内）』までの交通費を対象としています。

お問い合わせの件は、『現住所（県外または嶺北）』から『就活以外の活動場所』まで、『就活以外の活動場所』から『就活の場所（町内）』までの移動をするものですので、対象外です。

Q4. 大阪の現住所から福井市で開催されている就活イベントに参加、その後おおい町内で開催された対象の就活イベントに参加しました。この場合、交通費は支援対象となりますか。

A4. 先に参加する就活イベントが県支援金の対象（県が主催または後援等）である場合は、支援対象となります。ただし、この場合において県支援金も申請する際には、対象活動は町内イベントを選択し、県と町の申請内容を揃えて下さい。

この補助金は、地元就職に向けた活動を応援するものであり、一度の来県で実家を拠点としながら複数の就職活動を行うことについては、Uターン就活の目的からは外れず合理的であると判断されます。

Q5. 移動の日と就職活動の日は別の日でもよいですか。

A5. 別の日でも構いませんが、移動の日と就職活動の日が21日以上離れている場合、就職活動のための移動とは判断されず、交通費は支援対象とはなりません。

※対象になる例※：12月28日に実家に帰省 ⇒ 1月10日の就活イベントに参加 ⇒ 実家に滞在
⇒ 1月15日に県外の現住所へ
(1月10日を起点とし、行きも帰りも20日以内であるため対象となります。)

Q6. 移動に2日以上かけてもよいですか。

A6. 原則として、往路、復路はそれぞれ1日以内である必要があります。

ただし、合理的な理由がある場合については、その状況を確認のうえ、支援対象と認める場合がありますので、あらかじめご相談ください。

■補助金の上限

Q1. 学校所在地と現住所が別の県にあります。補助金の上限額は県ごとに決められているのですが、どちらの県の上限額が適用されますか。

A1. 現住所（県外）の上限額が適用されます。

京都府の下宿先から大阪府の大学に通っている場合、京都府の上限額が適用されます。

■振込口座

Q1. 通帳がありません。補助金の申請はできますか。

A1. 補助金は申請者名義の金融機関口座（銀行、信用金庫、農業協同組合など）に振り込みます。申請者名義の金融機関口座がない場合は申請できません。

金融機関口座はあるが通帳の発行がない場合については、申請ができます。この場合、口座の名義人（申請者）と口座番号が分かるもの（当該金融機関が発行する証明書等）を添付してください。

Q2. 本人名義の金融口座はないが、家族・両親の金融口座を振込先として申請はできますか。

A2. 申請できません。代理の申請は認められず、申請者（本人）名義の金融機関口座が必要となります。

■補助対象活動確認票（様式第2号）

Q1. 福井県の支援金も申請予定ですが、この場合、県が指定する「訪問確認票」と町が指定する「補助対象活動確認票（様式第2号）」をそれぞれ用意する必要がありますか。

A1. 県が指定する「訪問確認票」だけでかまいません。申請書に添付する書類にはその写しを提出してください。

■領収書、切符等

Q1. 福井県の支援金も申請予定ですが、領収書（原本）は県と町のどちらに提出すればよいですか。

A1. 福井県の申請に添付してください。おおい町にはその写しを提出してください。（福井県の申請を行わない場合、写しの提出は認められません。）

Q2. 交通費の領収書を紛失してしまいましたが、申請できますか。

A 2. 申請できません。

申請の際には、領収書(原本)や使用済みの切符など支払いを証明できるものを添付していただく必要があります。領収書等は申請時まで大切に保管してください。

Q 3. 高速バスの乗車券を提出するつもりでしたが、回収されてしまいました。どうしたらよいですか。

A 3. 領収書の原本を提出してください。帰りの乗車券があれば、運転手に事情を伝えて原本を後日郵送してください。

領収書の原本や乗車券等の原本がない場合は、交通費支援の対象となりません。

Q 4. 切符を買わずに IC カード (ICOCA、SUICA など) で乗り降りしました。どのように申請すればよいですか？

A 4. IC カードの利用履歴 (乗車駅、下車駅、その間の運賃が分かるもの) を印刷し、「補助対象活動確認票 (様式第 2 号)」の「領収書・切符等」欄に貼付してください。貼付ではなく「訪問確認票」にホチキス等で留めていただいても構いません。

Q 5. 回数券で乗り降りしました。どのように申請すればよいですか？

A 5. 回数券の領収書を「補助対象活動確認票 (様式第 2 号)」の「領収書・切符等」欄に貼付してください。

Q 6. 宿泊費と交通費がセットとなっている旅行会社等のプランを利用しました。交通費の対象となりますか。

A 6. 旅行会社等で販売している宿泊費と交通費のセットは、交通費だけを分けて金額を出すことができないため対象外となります。ただし、交通費および宿泊費の各内訳等が確認できる場合は対象となる場合もありますので、事前にお問い合わせください。

Q 7. ETC カードを使用した場合の利用明細書はどうしたら手に入りますか。

A 7. NEXCO などが運営する『ETC 利用照会サービス』(<https://www.etc-meisai.jp/>) にユーザー登録 (無料) してご確認ください。

■交通費の支払名義

Q 1. 父親名義のクレジットカードで切符を買いました。この場合、交通費は支援の対象になりますか。

A 1. 支援の対象にはなりません。

この補助金は、申請者が負担した交通費を対象にしており、家族であっても、申請者以外の方が負担した場合は対象外となります。

Q2. 家族カード（クレジットカード）で切符を買いました。家族それぞれがそれぞれの名義のカードを持っており、申請者名義のカードで切符を買いました。この場合、交通費は支援の対象になりますか。

A2. 支援の対象になりません。

一般に、家族カードは、代表者（世帯主など）の経済力を審査して発行するもので、利用明細にも代表者の名前が記載されます。そのため、代表者が切符代を負担しているものと考えられます。

この補助金は、申請者が負担した交通費を対象にしており、家族であっても、申請者以外の方が負担した場合は対象外となります。

Q3. 高速道路を利用したいのですが、自分名義のETCカードを持っていません。家族名義のETCカードを使用した場合、その高速料金は支援の対象になりますか。

A3. 家族名義のカードを利用した場合、交通費支援の対象にはなりません。

申請者が現金で支払った場合は、支援の対象になりますので、そちらをご検討ください。

Q4. 高速道路を利用したいのですが、自分名義のETCカードを持っていません。また、最寄りのインターチェンジは、ETC利用者しか乗降できません。家族名義のETCカードを使用した場合、その高速料金は支援の対象になりますか。

A4. 家族名義のカード利用ですので、交通費支援の対象にはなりません。